

## 国民健康保険法

### 第92条（審査会の設置）

国民健康保険審査会は、各都道府県に置く。

### 第93条（組織）

審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。